

重要事項説明書

令和8年6月1日

1 事業の目的および運営方針

- 1) 医療法人木南舎 富田病院（以下、「事業所」という）が行う通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション事業（以下、「サービス」）の適正な運営を確保するために、人員および管理運営に関する事項を定め、事業所は利用者に対して介護保険法令の趣旨に従い、利用者が居宅において能力に応じて自立した日常生活を営むことができるようサービスを提供することを目的とします。
- 2) 運営方針
 - ① サービスの提供にあたっては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持や回復を図ります。
 - ② サービスの提供にあたっては、事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身機能の維持や回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指します。
 - ③ 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2 職員の職種、人員、職務内容

- 1) 管理者 1名 管理者代理 1名
管理者代理は、当事業所の従業者、および業務の管理を一元的に行います。
- 2) 医師 1名（常勤富田病院、疾患別リハビリテーション、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション1単位目と兼務（管理者代理））
医師は、利用者に対し適切な医学的管理を実施します。各利用者の症状に合わせた通所リハビリテーション計画の作成や各計画を指示・作成します。
- 3) 事務職員 1名（常勤富田病院通所リハビリテーション1単位目と兼務）
- 4) 理学療法士 4名（常勤富田病院、疾患別リハビリテーション、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション1単位目と兼務3名、非常勤富田病院、疾患別リハビリテーション、訪問リハビリテーションと兼務1名）
作業療法士 5名（常勤富田病院、疾患別リハビリテーション、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション1単位目と兼務4名、非常勤富田病院、疾患別リハビリテーション、通所リハビリテーション1単位目と兼務1名）
言語聴覚士 1名（常勤富田病院、疾患別リハビリテーション、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション1単位目と兼務）
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師の指示に基づいた通所リハビリテーション計画を作成、実際のリハビリテーションの提供指導を行います。
- 5) 介護士 2名（常勤通所リハビリテーション1単位目と兼務）

3 営業日および営業時間・利用定員

- 1) 営業日 月曜日～土曜日
（祝祭日ならびに8月13日～15日・12月31日～1月3日を除く）
- 2) 事業所営業時間 午前8時30分～午後5時30分
サービス提供時間 午後3時00分～午後5時00分
（内、1時間以上のサービスを提供する）
- 3) 利用定員 8名

4 1) 営業時間の連絡先は、下記のとおりとします。

通所リハビリテーション 直通電話 0564-66-9006

2) 営業時間以外の緊急連絡先は、下記のとおりとします。

富田病院 電話 0564-48-2431

5-1 申込みからサービス提供までの流れと内容および利用料その他

- 1) 担当ケアマネジャーを通してお申込み下さい。

- 2) 契約を締結し、サービス提供の相談をします。
- 3) 担当ケアマネジャーから提供票が送付されます。
- 4) サービスを開始します。

5-2 利用料金

- 1) 利用者はサービスの対価として別紙に定める料金をもとに計算された当月毎の合計金額を支払うこととします。
- 2) 事業者は、当月分利用額請求書を翌月初めに発行し、10日以降に利用者に提示することとします。
- 3) 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。
- 4) 利用者の都合にてサービスを中止する場合は、事業者に対しサービス提供日当日の午後1時までに通知をすることとします。

【 利用料金の変更 】

- 1) 事業者は、利用者に対して介護保険給付体系の変更または、サービス体系に変更があった場合料金を変更することができます。
- 2) 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金設定を互いに取り交わします。
- 3) 利用者が料金の変更を承諾しない場合、この契約を解除することができます。

6 身体拘束の原則禁止

事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。

7 虐待の防止のための指針

当事業所にて定めた高齢者虐待防止に関する指針に基づき適切な措置を講じることとします。

8 非常災害対策

当事業所にて定めた業務継続計画(BCP)に基づき適切な措置を講じることとします。

9 ハラスメント

事業所は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組み、必要に応じて適切な措置を講じることとします。

10 通常の事業の実施地域

本宿町在住の方が利用可能です。

11 サービスに当たっての留意事項

- 1) 緊急の体調不良の場合 — 看護師による健康チェック、必要に応じて医師が診察いたします。
- 2) サービスの変更 — 体調不良によりサービスを中止・変更することがあります。

12 運営に関する重要事項

苦情申し立て制度

a) 苦情者からの相談、また苦情に対応する窓口

連絡先 富田病院

管理者代理 梅本 俊治 作業療法士 福尾 好英

ディケア(0564-66-9006)

富田病院(0564-48-2431)

受付時間(月曜日～金曜日) 午前8時30分～午後5時30分

市町村苦情相談窓口

・岡崎市役所 介護保険課給付係 電話(0564-23-6682)

・愛知県国民健康保険団体連合会 電話(052-971-4165)

b) 円滑かつ、迅速に苦情処理を行うための処理体制手順(医療安全委員会)を事業所内に設置します。利用者からの苦情があった場合、管理者は直ちに委員会を招集し、その場で検討された適切な対応策をもって迅速に対応します。

13 緊急時の対応

- 1) 当事業所は、利用者に対しサービスを行っているときに利用者の症状の急変が生じた場合、家族または緊急連絡先へ連絡するとともに、速やかに医師へ連絡し必要な措置を講じます。また各事業所担当者へ連絡します。

2) 万一事故などが発生した場合には、速やかに適切な対応を行います。

14 第三者評価の実施状況

当事業所では第三者評価は行っておりません。

本契約を締結するため、本書2通を作成し、当事業者と双方の署名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

当事業者は、サービスの提供開始にあたり、利用者に対して本契約書および本書面に基づいて重要事項・別紙に定める料金等説明いたしました。

令和 年 月 日

事業者 〒444-3505 岡崎市本宿町字南中町32
医療法人木南舎 富田病院

管理者 富田 裕

説明者

私は、本契約書及び本書面により、事業所から通所リハビリテーションについての重要事項の説明を受けました。

利用者 住 所 〒 ー

氏 名

署名代行人 住 所 〒 ー

氏 名

代行する理由

続 柄